

山梨県公立高等学校等入学準備サポート事業給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立高等学校等入学時に必要となる経費について、経済的に余裕のない世帯の負担軽減を図るため、予算の範囲内で「高等学校等入学準備サポート事業給付金」(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等。ただし、専攻科、別科及び特別支援学校の高等部を除く。

(2) 高校生等

法第3条に規定する高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受ける資格を有する者

(3) 保護者等

法第3条第2項第3号に規定する保護者等

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象は、支給年度に高等学校等の1年次に入学した高校生等の保護者等で、支給年度の4月1日において、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯であること。

(2) 保護者等が山梨県内に住所を有すること。

(支給対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

(1) 保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者である場合

(2) 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生を除く。)が措置されている場合

(3) 高校生等が入学する高等学校等に指定の制服又はそれに類するものがない場合

(支給対象経費及び支給額)

第5条 支給対象経費及び支給額は、高校生等1人あたり別表1に定める。

(受給資格の認定)

第6条 給付金の支給を受けようとする保護者等は、申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、学校長等が定める日までに、学校長等に提出しなければならない。

- (1) 保護者等全員の個人番号等を確認できる書類（個人番号カード（裏面）の写し、個人番号通知カードの写し等の個人番号確認書類及び個人番号カード（表面）の写し、運転免許証の写し等の身元確認書類。次号に示す台紙に貼り付けること。）又は支給年度の前年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類（前年度の市町村民税・道府県民税課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書、納税通知書等。写しでも可とする。）

ただし、全ての親権者が就学に要する経費の負担を求めることが困難で、他に生計維持者が存在せず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない未成年の高校生等にあつては、給付金の受給に際しての申立書

- (2) 前号の規定に基づき個人番号等を確認できる書類により申請する場合は貼付台紙兼同意書（第2号様式）
 - (3) 口座振込依頼書（第3号様式）
 - (4) 高校生等が県外の高等学校等に在学している場合は在学証明書
 - (5) その他、県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、県内の高等学校等に在籍している高校生等の保護者等は当該学校長に対し行い、県外の高等学校等に在籍している高校生等の保護者等は教育長に対し郵送又は持参により4月25日までにを行うものとする。
 - 3 学校長は、保護者等から申請書の提出があつたときは、その記載事項及び添付書類について審査を行い、受給資格認定申請者一覧表（第4号様式）を添えて、4月25日までに教育長に提出しなければならない。
 - 4 教育長は、第1項の申請があつたときは、審査の上、受給資格の認定又は不認定を決定し、申請のあつた保護者等（以下「申請者」という。）に対し、支給決定通知書（第5号様式）又は不支給決定通知書（第6号様式）により通知する。前項の規定により学校長から提出された場合には、学校長を通じて申請者に対し通知する。

（給付の回数）

第7条 この給付金の給付の回数は、一人の高校生等につき1回とする。

（支給の方法）

第8条 学校長は、給付金の支給が決定したときは、申請者に対し速やかに支給するものとする。ただし、高校生等が市町村立高等学校及び県外の高等学校等に在学する場合にあつては教育長が支給するものとする。

- 2 支給は、原則として申請者の指定する預金口座に口座振込の方法により行うものとする。

（個人情報の保護）

第9条 この要領に規定する事務を取り扱う者は、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生及び保護者等のプライバシーの保護に配慮するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

対象経費	支給額
1 制服購入費 2 体育着購入費 3 上履き購入費 4 体育館履き購入費	50,000円